

戦後農業・農政の展開と農業・農村観の変容

大原興太郎*¹・祖田 修*²

*¹三重大学生物資源学部, *²京都大学農学部

The Development of Agriculture and Agricultural Policy and the Change of Views on Farming and Rural Society After World War II

Kotaro OHARA*¹ and Osamu SODA*²

*¹Faculty of Bio-resources, Mie University, *²Faculty of Agriculture, Kyoto University

Abstract

In Japanese Agriculture, farm products, farming technology, and rural life have developed considerably since World War II. Views on farming, farm land, rural society and farmers have also changed.

Traditional Japanese agriculture has shifted to modernized agriculture in a period of high economic growth. The former is characterized with more or less subsistence oriented, recycling, labor intensive and peasant life style. The latter is characterized with commercial, oriented, high input, capital intensive, and modernized life style.

The farmers' view on farm land as their family property or the means of agricultural production has changed to that of a means of profit-raising, or insurance-like role due to increasing land price. In rural society people working outside agriculture and people coming from city are increasing. So, peasant farmer has polarized to commercial farmer and wage earners.

Although agricultural successors are a very few, new comers from outside are solidly increasing, even in a small amounts. Agricultural modernization has brought about a low food self sufficiency, contaminated farm products by agricultural chemicals, and a decline of agricultural successors in contrast to the benefits of modernization. Now we Japanese are forced to fully liberalize our trade of agricultural products. It is also a chance to reconsider the roles of Japanese agricultural and rural society for ourselves.

Key words: farming technology, farm land, rural society, farmers behavior, agricultural policy, role of agriculture

1 農業・農村観の内容と視角

本稿の目的は、戦後農政展開と現実の農業・農村の変容過程の中で、農業、農地、農村、農業労働などに対する見方が、どのように変容してきたかを概括的に素描す

ることにある。もちろんそうした考え方は、それぞれの時代においても主体、すなわち専業農家、主婦、農業青年、消費者、財界など農業にかかわる立場によって、また個人によってさまざまな差異がみられるが、一般的・平均的な考えや特徴的な動きを記述し、現代がどのような歴史的流れの中にあるかを探ることとする。

考察の時代区分は農業・農政の特徴的な事柄でわけ、

第一期を終戦から農業基本法の成立までとする。農地改革によって作られた自作農が伝統的農業の枠組みと新しい胎動の中で最も活気をもって活動できた時期であり、《自作農的農業観》の時代とする。第二期は基本法農政から石油危機までである。高度経済成長の影響がもっとも目立った時期であり、農業・農村が根本的に変容した時期である。《家族小農的な経済合理主義的農業観》が推進される時代とする。第三期は、高度経済成長の矛盾や選択的拡大の矛盾が現れてきた時期である。その反面経済活動の合理化、コスト低下の要請はいつそう厳しくなる時期である。《諸問題露呈と農業観多様化》の時代

とする。第四期は、日本経済の強い競争力の下で、いつそうの農産物輸入圧力や労働力・人材の国際交流が進み、農業・農村にもその軌轢によるきしみと共に新しい再編の動きも現れてくる時期である。《農業観をめぐる苦吟と模索》の時代とする。

人の考えや行動に揺らぎが生じる時（時代）には、価値観が混乱し、行動様式の確認たる基準がなくなっている。こういう時こそ指針となる考えが必要であり、「農」にかかわる勇気が鼓舞されるような「希望」を見いだすことができるかどうかが重要である。E. フロム²⁵⁾は希望を「胎まれたるものへの信念」ととらえているが、こ

表1 戦後農業・農政の動きと農業・農村観の変容

時代	農業観	政策的側面	農業・農村の特徴	職業としての農業	農地	農村	農業者農業労働
戦後復興・基盤充 の農業・農村	自作農的 農業観	1946 農地改革法 1947 農協法成立 1948 農業改良助長法 1952 農地法公布 1956 新農村建設 1960 経済同友会 日本農業に関する見解・国民所得倍増計画	農地改革を経て自作農化 農業・農村・農民が一体 農業的活力あり 希望に満ちた時代	生業であり、家業である 多角経営（自給一販売） 自然エネルギー依存農業	家産であり、所得獲得の手段	一様な自足的な地域（村） 伝統的地域システム 田舎	家族総出 屈強で勤勉な農民
基本法農政下 の農業・農村	経済合理主義 的農業観	1961 農業基本法 1962 農業構造改善事業の開始 1963 パナナ等輸入自由化 1964 林業基本法公布 1967 米収穫高1445万トンで史上最高 1969 生産調整始まる 1970 総合農政の推進について、農地法改正 1972 日本列島改造論	国民経済の中の農業 兼業深化 機械化・化学化の進展 生活様式の都市化 （都市との格差縮小） “都市に追いつき追い越せ”	自立経営（産業としての自立の要請）、協業 専作化、地域特化 規模拡大、資本投下 個人としての農業継続の選択（兼業化）	所得獲得の手段であり、保 険的役割	工業労働力の供給地→混住化。 過疎化 生産地形成 「貧しさからの解放→農村社会関係の変化」	夫婦の労働 技能のある者
低経済成長下 の農業・農村	農業観の 多様化	1973 石油危機 1974 国土利用計画法、生産緑地法 1978 水田利用再編対策 1980 農用地利用増進法 1981 NIRA 農業自立戦略の研究 1982 全国稲作経営者会議結成	生産調整、先行きの展望を失う、 公害環境問題 農業の見直し	自分の代のみ の農業 企業の農業経営の発展 売れるものを作る 有機農業・産直運動の発展	移殖の手段 財産管理	混住化、高齢化 自然減段階の過疎	表現する農民 情報のある者
国際化時代の 農業・農村	農業観の 新しい芽	1985 フィリピン人花嫁朝日町へ 1986 前川レポート 1987 四全総、多極分散型の国土形成 1988 農産物12品目ガット 裁定案受諾 1991 宅地並課税実施、米の自由化問題	国際化・自由化の一層の進展 諦めと希望の農業	農業経営者の多様化 あきらめの農業 「生業としての農業選択の復活」	社会的効用 公共的利用意識の芽生え 人生・生活を 楽しむ手段	都市・農村交流 活性化	地域農業の 後継者 都市市民の参入

のような意味で「農」の未来に希望をもつには、孕まれているものへの自覚、理解が必要である。そして、そのためにはこれまで農業や農村がどのように見られ、あるいは自覚されてきたのか、時代の変遷とともに後づけてみる作業が必要である。

ところが、農業や農村についての見方はそこに住んでいる人々にとって明らかに意識されることは少なかった。もともと村人の自然観、生業観、生活観は即自的（無意識的）に一体的にとらえられていたと考えられるからである注¹⁾。農業・農村・農民もまたほぼ一体的なものの別側面として理解して大きな間違いではなかった。それが経済発展の過程で、とりわけ農家世帯に農外雇用労働者が増え、農家の生活様式が都市化・近代化し、外部社会との接触が急速に増加するにつれ、多様性が明らかになり、また農業者も自覚的に農業・農村をみるようになってきた。そのような農業・農村観の変容の過程をできるだけ事実に照らして、職業としての農業、農地、農村、農業労働などそれぞれの項目ごとにみていくが、その概要を表したのが表1である。

2 《自作農主義的農業観》の時代

(1) 戦後復興・基盤充実期の農業・農村（農地改革から農業基本法へ）

終戦後、農業の第一の役割は、疲弊した国土の中で国民食糧を確保し調達することであった。農林省は、昭和20（1945）年10月30日米穀総合供出制を実施し、米の代替として一定数の麦類・いも類等の供出をみとめた。農家は野菜の茎葉、イナゴ、団栗、海藻などさまざまなもので供出割り当てを達成しようとした注²⁾。また、次々と外地からの復員者が帰還し、農山村はその受容地でもあった。戦後農業改革の中心となる地主制の解体をめざした農地改革は、強力な連合軍の監視という外圧と自作農維持創設事業以来の政府官僚の意気込みとが相俟って、世界史的にも顕著な成功を取めた注³⁾。自作農化による地主小作の解消の問題は、単に経済問題だけでなく、地主への卑屈さといった従属の精神の克服の問題も含んでいた注⁴⁾。「耕者有其田」を実現する自作農化は、まず第一に生産力的観点からとらえられているが、それにとらず小作農民の精神的自立へのステップとしても重要なものであった。伝統的な農村の階層意識・構造が崩れ

るのは兼業化が進んで農村の経済格差が縮小してくる時に符合しているが、それまでは地主小作制等にみられた農村の封建遺制が盛んに問題にされた。農地法の公布（昭和27年7月15日）はこうした農地改革の成果を制度化したといわれ、自作地の上に自作農民の営農努力が始まる。

これを現場で支えたのが農業改良助長法の公布（昭和23年7月15日）によって始まった農業改良普及事業であった。「緑の自転車」の名前で親しまれた普及員の現場を歩き、現場から学ぶ姿勢は、さまざまな問題点を含みながらも浸透していき、新しい農業技術の普及に貢献した。

この頃の農業の重要な目標の一つは有畜農業であった。「役畜」「用畜」「糞畜」としての家畜のトータルな利用奨励と有機質循環を基本とした畑作振興は昭和31年から実施された新農村建設事業につながっていく。この畑作振興のため、昭和33年12月全国的に行われた臨時畑作調査の三重県版『三重県における畑作の実態』によれば、3部門以上の複合経営農家が半数以上みられ、多角経営的性格を有していること、畑作物の作付目的では自給用の割合が高いこと、畑作の耕地利用率が120%と高いことなどの特徴がみられた。

新しい村づくりと位置づけられた新農村建設事業には適地適産など農基法農政につながる部分もみられ、土地の絶対的不足や経済復興に伴う就業拡大により徐々に兼業化も進んでいくが、全体としては農業・農村・農民が一体の時代であり、希望に満ちた農業的活力が旺盛な時代であった。

(2) 自作農主義的農業の高揚

戦後復興過程ではあらゆる物資が不足していて、生きていくこと自体がたいへんであったので、農業はまさに「生きる業」（単に食糧生産だけでなく必要な生活質料をそこから得る）であった。戦後旧植民地からの復員者が続々農村に戻り、あるいは縁者を頼って農村に食いぶちを求めた。その結果、昭和25年農業センサスの農家戸数は617万戸に増加した。戦後あちこちに開かれた開拓行政も「生きる業」としての農業の機能を最大限発揮させようとしたものである。しかしながら絶対的な土地不足から過剰就業あるいは潜在失業といわれる状態は解消できず、経済の復興に伴って一旦膨張した農村の労働力は

急速に都市へ流出していく。

農業面では昭和20年代半ば以降の農業技術の発展もあり、昭和30年には未曾有の大豊作を招来する。農家戸数は昭和40年に556万戸となり戦前水準に戻るが、自作農は専ら自作地に自己の労働を投下して、労働の生産物を多くしようとする。その意味で労作経営の本質そのものであり注⁵⁾、作物、家畜、蚕、蜂など有用生物をさまざまに組み合わせ、基本的に自然エネルギーに拠りながらその総合的生産力を高めようとした点では東アジアの農業経営の極致の姿でもあった。農家は小規模ではあったが、不足する食糧と農地の自作地化をバネとして最大限にそれを生かし、自給を越えて商品生産にいそしんだ。それが結果的に有用生物を総合的に利用する仕組みとして「多角経営」となり、家族総出の労働がそれを支えた。

農家にとって農業は「家業」であり、長男はいかに学力優秀であっても家を離れることはできず、義務教育が農学校を終わると農業を継ぐのが自明のことであった。「砂土を化して黄金となす」所有権を手に入れた農地改革後の農民たちの生産意欲が、技術レベルの飛躍的向上に加えて戦後技術の新段階を画した要因であった 梶井⁸⁾。

(3) 「家産としての農地」

農業が「生きる業」であってみれば、農地はその（生きる）ための「不可欠の手段」である。土地は農家の「家産」であり、また「所得獲得手段」でもあった。もっとも農家自身が農業経営活動を所得獲得の行動として強く意識するのは雇用兼業が一般化する次期のことである。肥料、農薬、農業機械等の資本財投入が増え出したとはいえ、投入の主たるものは農業労働力であり、農家労働力は過剰就業状態であったので、何よりもその労働力を投入する農地への執着はより大きかったといえよう。このことは土地生産性向上への強い志向となって現れている。もちろん農業人口に対する土地比率が相対的に小さな日本では、伝統的に限られた土地に可能な限りの労働力を投入して反収（1反あたり収量）をあげることが昔から一貫して大きな目標であった。

土地はその希少性から需要の増大とともに地価が急上昇する。日本不動産研究所の地価調査によれば（これは全国農業会議所の地価調査よりも転用地価の影響が少ないといわれている）自作地の農地価格は図1のように変化してきている。名目価格が急上昇するのは昭和47年6

(単位：千円/10a)

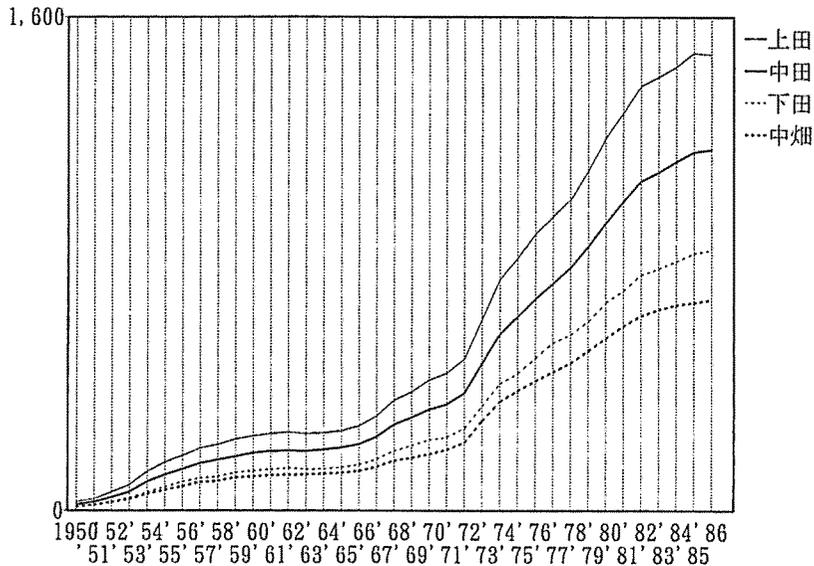


図1 農地価格の推移(全国)

注) 『日本農業基礎統計』及び『ポケット農林水産統計』より作成。
(原典は日本不動産研究所「田畑価格及び小作料調べ」)

月11日田中首相（7月5日就任）の「日本列島改造論」注⁶が発表されてからであり、それまでは上昇傾向にはあるものの、土地を単に資産としてみる見方は都市近郊等の転用地価の高い地域を除いては少なかった。災害や病気や娘の結婚式など「いざという時の保険的機能」に対する自覚は出はじめていても、基本は「家産」であり、「所得獲得手段」であった。

(4) 「伝統的」農村の態様

この時期の農村は次三男などが他出もしくは兼業就業し、世帯主も冬場の出稼ぎ等があったが、多くの世帯員は農業に就業していた。交通・通信手段の発達が始まっても農村は都市とは離れた田舎であり、その生活様式は都市に遅れたところとしてとらえられていた。「都市に追いつき追い越せ」は農村近代化のスローガンとなり、都市的生活様式へのあこがれは強かったもののそれを達成する所得が不十分であった。昭和20年代後半から30年代にかけて奨励された台所改善は、かまど、流し、水屋等の改良やそれらの合理的配置、採光の配慮などが問題にされた。

伝統的な茅（藁）葺き屋根、襖・障子の間仕切り、土間つきの農家の構造は居間で一家団欒の時を過ごし、土間では副業や筵・縄・草履づくりなど生活と農業生産の補助財を生産する場でもあった。十数年で葺き変える茅の調達は「ゆい」的な共同作業であった。家の大きい小さいはあっても、また経済的に裕福な家は瓦葺きになっても、地域的に一律な農家の風情があり、またかなり一律な農村景観をなしていた。

土地改良事業がおこなわれ、田区が整形化されたところはあっても、多くは棚田ないしは緩傾斜の水田で田越し灌漑がおこなわれ、田植え水確保のための水利組織は村内もしくは数か村の地縁的な結合で、まったく自主的な地域資源（水、土地）の管理がなされていた。

特産物や一部の農産物の市場出荷があり、農業協同組合を通しての肥料や農薬の購入が増えつつあっても、稲藁はそのままあるいは飼料や堆肥の形でほとんどが土地に還元されるほか、客土、レンゲやクローバーなどの緑肥作物、山草の利用など伝統的な地力維持の方法がとられていた。台所の残渣はもちろん、屎尿についても畑に還元されていた。生活排水についてもそれを溜めておき、畑に利用する循環利用がまだ健在であった。もっとも汚

物や汚水にかかわる蚊や蚤の発生など保険衛生の課題が付随していたが、それでも農村はまだ一律な自足的地域であり、農業を中心とした物質的循環（伝統的地域循環システム）が機能していたといえよう。

農村はまだ都市におくれ、都市とは隔絶したところであり、食料供給基地また都市市民の故郷としての農村のイメージは、農村民にとっても都市市民にとってもあまり食い違いはなかった。

(5) 「勤勉な」農民観

昭和30年頃から普及し始めた耕耘機は36年には100万台を突破し、労苦の多い作業であった田起こし、代掻きが機械に代替されるようになってくる。しかし、基本的に農業成果を決めるものは「朝に星をいただき夕に月影を踏む」ひたすらな勤労であった。農作業にはさまざまな種類の仕事があり、農繁期には老若男女一家総出でそれぞれの能力に応じた作業が遂行された。農作業はまだ基本的に手労働に依存しており、屈強な働き者が精農とみなされた。台風や干害などの被害にあっても翌年の収穫を目指してただひたすら働き続けるその勤労精神は、同じ稲作農業であっても自然の恵みにより依存し、種を蒔けばあとは収穫を待つのみといった東南アジアや南アジアの伝統的農民の労働観とはまた違ったものであった注⁷。後に世界的にも批判を受けることになる日本人の勤労観はもともと日本的風土と農業に由来するものである。それは儒教的労働観に影響されたにしても、生きていくために勤勉を要請されざるを得なかった風土及び経済構造から招来されたものといえよう。

以上のように、戦後復興を経て、高度経済成長を準備する基盤充実期の農業・農村観は、農業・農村・農民をまだ一体的にみることができた時代であり、自作農の息吹がもっとも強く感じられる時代であった。機械や農薬など近代的農業へのさまざまな胎動がみられながらも、基本的には自然エネルギーに依存し、持続性に危惧のない伝統的地域循環システムを残していた。また、農村の食生活もまだ伝統性を保持していた。

3 《家族小農的な経済合理主義的農業観推進》の時代

(1) 基本法農政下の農業（農業基本法から石油危機）
昭和36年6月12日「農工間の生産性・所得格差の是

正」を目標として公布された農業基本法に基づく農政はこれまでの農政と大きく異なり、農業にも経済合理主義を徹底させようという基本に貫かれていた。農業もまた「国民経済の中の農業」であって高度経済成長に貢献すべく位置づけられた。そこでは安価な食料供給の役割のみならず、経済成長を支える労働力供給の役割があり、また政治的には戦後保守政治の基盤ともなった。基本法を導いた農林漁業基本問題調査会（会長東畑精一、事務局長小倉武一）の答申『農業の基本問題と基本対策』は農業政策を3つの柱、すなわち所得政策、生産政策、構造政策にまとめている。ここで日本農業は高度成長と連動して、経済合理主義、国際化への第一歩を踏み出したのである祖田¹⁵⁾。

この中で大きく農業のあり方を変化させたのは生産政策であった。所得均衡の実現と海外農産物に関連する比較生産費の観点から、生産性とくに「労働生産性の向上」をはかること、また需要構造の変化に即応し、成長部門と目される果樹や畜産の「選択的拡大」政策がとられた。もうかる部門の拡大、しかも生産性を向上させるためには大規模なものが良いという政策の徹底は、やがて生産過剰とそれに伴う生産調整を招来するものの、牛乳、卵、茶、みかんなど果樹・畜産部門の成長を促し、国民の食料内容を向上させた。他方で小麦や大豆など国際競争力の弱い品目は輸入に頼ればよいとして、輸入が増大し、急速に国内生産が減少していった。バナナ等が輸入自由化された昭和38年9月には、農林水産物の非自由化品目は76品目であった。

水田裏作も採算に合わないとして作られなくなり、専作化が進むとともに、労働生産性の向上のために機械、化学肥料、農薬等の近代的投入財が増加して伝統的農法は大きく変わり、地域的な物質循環もまた変わるようになった。選択的拡大作目ではなかったが、米は農家の兼業化と親和的で生産能力が高まり、これに反して需要が減退したため、昭和45年から本格的な生産調整が始まった。当初3年間の休耕奨励金は結果として農民の生産意欲を著しく損なうことになった。

就業可能で生活の便利な地域への労働力の移動は都市の過密と山村の過疎問題を生み出し、自作農主義の農業観が崩壊へと向かう時代でもあった。

(2) 「産業としての農業」

昭和35年11月に経済審議会が答申した国民所得倍増計画（池田首相）の下では、上昇する生活費を確保するために農業経営の規模拡大が加速化され、農業所得の増大が見込めない農家では兼業化が加速化された。農業も産業として自立することが求められ、農業構造を改善して「自立経営農家」を育成し、大型機械を導入するための「協業の助長」が大きな政策目標となった。自立経営は「正常な構成の家族のうちの農業従事者が正常な能率を發揮しながらほぼ完全に就業することができる規模の家族農業経営で、当該農業従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことができるような所得を確保することが可能なもの」と規定されていた。

基本法制定の翌年昭和37年から農業構造改善事業が開始された。これは圃場整備、大型機械の導入利用、選択的拡大作目の導入をセットにして助成・融資するところに特徴があった。家計支出が上昇する中で農業経営を自立させるには面積規模の拡大、あるいは資本投下などにより集約度を高めることが不可欠であった。

自立経営農家の規模拡大は、自立経営を志向しない農家の離農とその農地の流動化によって達成されるもの、と期待されたが現実はそのようにはならなかった。多くの農家は離農形態ではなく通勤兼業形態を選択し、農地は手放さず、地価も下落するどころか転用需要の増大によって高騰し、売買による農地移動を押さえることになった。これに代わって貸借による農地移動は、農用地利用増進事業や農用地利用増進法などの法的整備によって、徐々に増加してきている。石井¹⁾。

当初のもくろみどおりには動かなかったが、選択的拡大・専作化・技術革新が進み、大規模市場出荷と市場での支配力を増すため主産地形成が図られ、地域特化が進んだ。野菜の施設栽培では施設の利用率を高め、市場支配力を増すため周年栽培が普通となり、冷蔵施設の発達とともに農産物の季節性が欠如していくことにもなった。生産・流通の近代化は機械や化学製品（化学肥料、農薬）など農業関連産業の成果を取り入れることになり、農業は従来の「屈強な農民」から「新しい機械施設や情報を処理する能力（技能）のある農業者」が有利な時代へと変化してきた。また、親子で別々の部門を独立に経営するなど注⁸⁾、家業としての農業から個人（あるいは夫婦）としての職業（農業）選択が意識されるように

なってきた。

法的な職業選択の自由については、すでに明治5年、土地永代売買解禁とともに農民の転業の自由が認められているが、他の就業機会が現実であり、意図すればそのための能力つける学習・教育機会がなければ実質的な職業選択が機能しない。この意味で農業が広く社会的に職業選択の対象となるのは高度成長期以降のことである。農業に対する職業的魅力は、自然と親しむ、自営業の自由さ、育てる喜び、儲かるなど、また魅力のなさについては、きたない、仕事がつい、天候に左右される、生き物相手に拘束されるなどがあげられるが、マスコミや一般的風潮の影響からか、都市的生活にあこがれる若者たちの農業離れは一貫して進んでいく。

(3) 高度経済成長による地価の高騰と農地所有の意味

農地価格（全国平均）は高度経済成長期にはいっても、とくに1960年代前半はなおゆるやかな上昇を示している（図1）。昭和46年6月21日農村地域工業導入法が公布され、農村への工場進出が加速され、翌47年6月「列島改造論」が発表されてから農地価格の上昇は急カーブを描く。いま、農地価格上昇の相対値をみるために、自作地水田の10aあたり価格が政府買入米価（米1俵）の何倍に相当しているかをみてみよう（図2）。昭和25年に

は9.6倍であったのが、昭和35年に48倍まであがり、その後1960年代はむしろ低下して45年に29倍になり、以後再び上昇する。このように農基法農政のもとで農地の資産価値は確実に上昇していくが、農地そのものは所得確保の手段であり、いざという時の保険的価値でもあった。

この時期の農地に関して見落としてはならないことは昭和45年の農地法改正である。農地の保有制限の上限と雇用労働力の制限を廃止し、離農し離村する農家に在村地主なみの小作地保有を認め、農協による農業経営受託事業制度を設置するなど、借地否定主義から賃貸借容認主義へ転換した大原⁴⁾。また、農地取得の下限面積は取得前30aから取得後50aに改正された。この法改正はすぐには変化をもたらさなかったが、農業を志す非農家世帯員が婚姻や養子以外の方法によって農地取得することが法的に可能になり、職業として農業選択をすることができる一つの条件整備であった。

(4) 兼業化の進展と農村の変容

農工間の生産性格差を解消するため農業生産性の向上が大きな旗印となり、機械化・化学化が進んだが、その結果余った農業労働力は他産業に向かい、サラリーマン兼業化が、その早い遅いはあれ全国的に広がる。農業だけで生計が立たない規模の小さな農家は早期に兼業化が進み、結果的には農村社会階層の経済的な平等化が進ん

（単位：俵分）

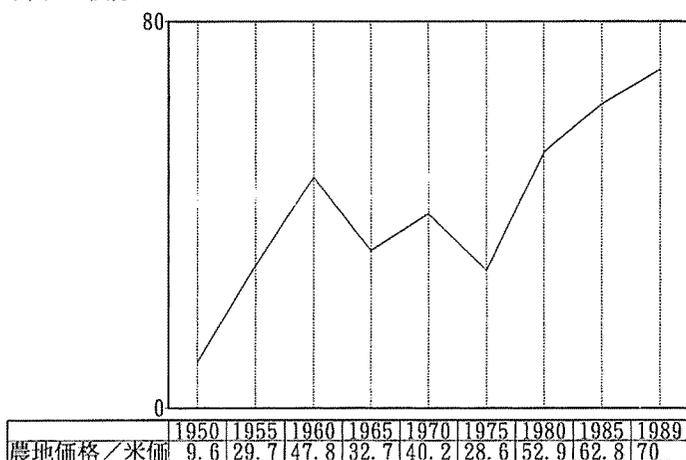


図2 10aあたり農地価格は米何表に相当するか
注) 『ポケット農林水産統計』による。60kgあたり普通田の価格。

だ。もちろん細かにみれば経済的な格差も社会的な格差もあり、格差の解消傾向の反面、絶えずあらたな格差が作り出されてくる。

この兼業化によって生存水準の達成はもちろん、生活に必要な最低の物質的生活が充足されるようになる。天候や災害等で農業生産が減収になると最低の生存水準も脅かされることが少なくなかった以前の状態とは大きく状況が変化した。一般的生活水準の上昇や社会階層間あるいは経済地帯間の相対的な貧しさの問題、あるいはそれが多就業によって成り立っているという問題点はなお現存するとはいえ、戦後長く農村の課題であった「貧しさからの解放」近藤¹¹⁾は、兼業化によって基本的には達成されたとみるべきではないだろうか。少なくともこれによって零細農民たちの経済的自立が進み、旧地主等に対する卑屈さなどといった精神的抑圧を跳ね返す経済的基盤ができたのである。そしてこれは因習的な農村階層関係を実質的に変えていく条件でもあった。ここに工業化・都市化が農村に与えた影響の積極的な一側面がある。

また、兼業化に基礎づけられた農家世帯一人当たりの可処分所得は昭和47年に勤労者（全国）のそれを上回り（図3）、生活水準や生活用具といった点では都市と農村の差がほとんどなくなってしまい大原⁶⁾、農家の生活様式は一気に都市化が進んだ。昭和30年代から40年代にかけて農村にも燃料革命が進み、新炭からガス、電気に転

換した。これに伴う「煮炊き」から「炒める揚げる」への調理法の変化、多様化は西欧的な食生活を普及させる一つの条件をつくった。また、車・電話等の普及は農村民の生活空間を大きく広げた。

農基法農政の中心をなした農業構造改善事業は景観的にも農村の様相を変え、土地、農道、灌排水路の近代的な整備の在り方は地域的に個性的な集落を一様な様相に変化させた。昭和40年代に入って、都市近郊や平坦地帯の農家の建物は、かつての茅葺きの家から応接間を備えた瓦葺きあるいは鉄筋の家に新築・改築が進んだ。さらに集落の中や周辺に非農家世帯が増加して混住化が進んで農村の様相（風景）は一変した。風景は「景観を外形にもつ生活の全体像」古川²³⁾であるとすると、新しい農村の風景はまさに近代化された生活の総体を現しているといえよう。

(5) 自作農的労働観の変容

昭和40年代に入っの農業機械化の著しい進展、とくに稲作の中小型機械化一貫体系化は、老人や子供などの稲作補助労働の需要を減退させた。進学率の上昇は農家子弟にも及びそのための進学指導の在り方は農業労働の手伝いを減少させ、農業もまた夫婦中心あるいは世帯主ひとりが営むように変化した。こうして農家子弟といえども農作業から学ぶ機会が減少してしまったのである。

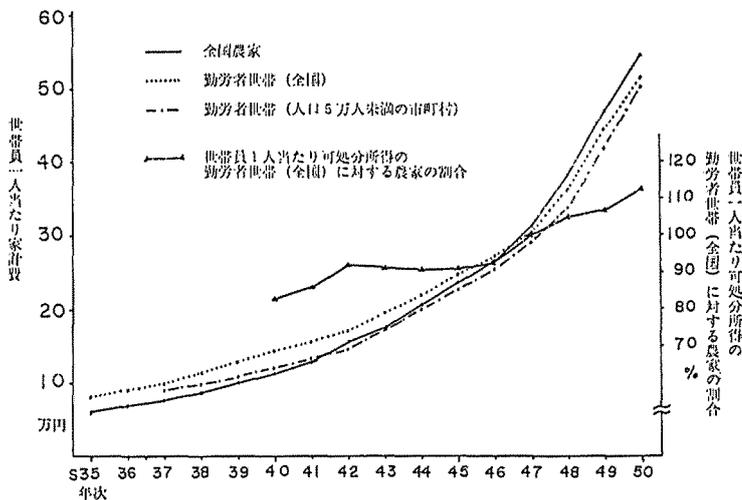


図3 一人あたり可処分所得・家計費の勤労者世帯との比較

注) 『農業白書附属統計表』昭和47・51年版より作成。

(出典：大原興太郎「兼業化と農家経済」『三重大学農学部学術報告』第56号，p. 28)

そして農業は一家総出の労働から夫婦の労働あるいは世帯主一人の労働としても成り立つようになる。だが、このことがやがて、次の担い手として期待される世代の農業観に影響を及ぼしたように思われる。多感な少年時代に体験を通して農業を学んでいた部分がほとんど欠落してしまったからである。

さて、機械や施設が労働手段の中心になると、それらをうまく操作する「技能のある者」が優秀な農業者として現れてくる。称賛される農民像に変化あるいは多様化が進むのである。「土地に汗して働く」ことは自然の恵みを受けることであり、それは所得が多ければ働く、少なければ働かないというものではなかった。ところが、昭和42年の米の収穫高は1445万トンの史上最高を記録し、翌年もほぼ同様の豊作で政府の米在庫は744万トンを示した。その結果昭和44年の試行を経て、45年より本格的な米の生産調整が開始され、当初3年間は単純休耕にも奨励金が交付されることになった。米を作らないで奨励金が入るこの政策は、「農家の考えが出てくるのがねらいだった」と関係者の東畑四郎注⁹が述べているように、誠実な勤労観をもつ自作農主義的農業観を外側から決定的に崩そうとする方向に作用した。

この時期の農業・農村の変化は二千年の稲作社会の中でも最も大きなものであった。経済の高度成長を特に労働力面から支え、工業化の成果を生産・生活の両面に取り入れることにより、農業生産の機械化・施設化や農家の生活様式の都市化を達成した。伝統的農業・農村の在り方に根本的な変化をもたらした大きな転換期であった。

4 《諸問題の露呈と農業観多様化》の時代

(1) 低経済成長下の農業・農村（石油危機以降）

基本法農政下の現代農業・農法の矛盾は、昭和48年10月 OAPEC の石油戦略発動による原油供給量の10%削減とそれに伴う石油価格の大幅上昇や品不足の、いわゆる《石油危機》が発生する前後から現れはじめる。一つは過剰と不足の問題である。温州みかんなどは晩柑類への改植が進み、乳牛や鶏は頭羽制限があり、米については過剰が構造的であるとして昭和53年より10年計画の水田利用再編対策が立てられた。ほぼ一律になされたこれら生産調整政策はより足腰の強い経営を育成するという構造政策とは必ずしも整合せず、担い手問題を一層深刻化

した注¹⁰。

昭和47年は異常気象でソ連がアメリカから大量の穀物を買付け、それ以後飼料穀物の価格が高騰した。翌48年6月にはアメリカの大豆、穀物の輸出規制により大豆パニックが起こり、農産物海外依存の怖さを露呈することとなった。

戦後20年代から導入された農薬は、耐病性は低いが多収性の品種の採用を可能にすることとなり、また炎天下の除草労働を克服するという画期的な成果をおさめていた注¹¹。しかし、昭和45年には毒性の問題から BHC、DDT、ドリ系農薬の稲作使用が全面禁止される。また、施設型畜産における多頭化は畜産公害を噴出させ、臭気や水質汚染で畜産経営の継続が困難になるものも出てきた。

高度成長期の農村における消費水準の向上は目覚ましいものがあったが、それに対して目立ってきたのは生活基盤施設の不備と生活環境の問題点であった。排水施設、屎尿処理場、街灯、ゴミ対策などの農村生活環境施設の充実が低成長期に入って進んだ注¹²。しかし、この期も過疎過密の問題は緩和されず、条件不利地域での後継者問題や後継者の嫁問題はいっそう深刻になる。このようにこの時期は高度成長期のさまざまな矛盾が露呈し、その克服のための新しい動きが現れる反面、国際的な競争に影響される部分が拡大し、いっそうのコスト低下など合理化が要請された時期でもあった。農家生活では衣食住の都市化傾向が兼業化の進展と共にいっそう進んだ。

(2) 農業観の多様化

世界の農産物貿易は異常気象などで簡単に乱される側面をもっているが、一般的な農産物過剰下で「作った物を売る」から「売れる物を作る」への重点移行—高付加価値化の重視—が、またいかに売れるかの「マーケティング戦略」の重要性が強調されるようになってきた。安全な農産物をもとめる消費者は40年代末から50年代前半に直接生産者と提携する産消提携運動に発展していく国民生活センター¹²⁾。生産者の側でも近代農法において支配的な専作経営ではなく、多品目少量生産の小農複合的形態をとり、生命に安全な農産物の生産と消費者との提携に自己の農業活動の生きがいを求めていく人たちが生まれている。そこでは農産物は単なる商品ではなく連帯の媒介環であり、文化を運ぶ商品ともなっている。

また、小農複合、地域複合的経営や有機農業など、伝統的な物質循環の考えを生かした農法の工夫も一部で積極的に取り組まれるようになる。

稲作や選択的拡大作物部門では生産過剰やいっそうの品質競争で農業をめぐる情勢は厳しくなった。このような中でごく少数ではあるが「稲作経営者として勝ち残る道」を提唱する企業的農業者が現れる注¹³⁾。

しかし多くの地域で農業の魅力や農業を続けていることの自負心が喪失していった。工場の地方分散や都市生活のストレスの多さなどから昭和50年代以降過疎化の進行は鈍化するが、農業の後継者が得難い状況は続き、親世代にとっても家（墓）を守ってくれば農業は継がなくてもよいという考えが生まれてきた。立派な経営を行っている人たちの中にも、自分の子供でなくても経営を継いでくれれば、自分は地代取得者でよい（特に生産組織のリーダー）といった新しい考えが出てくる注¹⁴⁾。このような状況の中でも国民経済的には生態系維持や自然環境の保全がより大きく問題にされ、農業がそうした役割を担っている点についての理解はある程度進んだ。

(3) 資産化・投機対象化する農地

図1に明らかなように列島改造論と石油危機を境として農地価格は全国的に高騰し始める。10aあたり農地価格が米何俵に相当するかをみると、この頃から急騰し、昭和60年には米63俵に相当している。これは昭和46年6月の農村地域工業導入促進法の影響もさることながら、企業の土地買い占めが列島を駆け巡ったからである。昭和51年の国土庁『全国遊休土地実態調査』（『国土利用白書』昭和53年版、103頁）によれば、昭和44年1月～49年12月における民間資本の土地取得は実に88.3万haであった。

都市近郊は勿論、平坦地帯から中山間地帯までゴルフ場やリゾート開発用地として、また将来の値上がりを見込んで民間資本の買い占めが進んだ。この土地の提供者は農林家であるが、金でもっていることの不利を知った土地供給者たちはその多くが代替地を要求した。そしてその代替地も時を経て値上がりしてくる。こうして土地は投機的利殖の手段にもなっていくのである。代替地取得はより価格の安い地帯に向かうので、こうした土地の派生需要がより一層全国的に地価を引き上げることとなった。

とりわけ都市化地帯の農地価格は転用地価を反映して高騰し、農地の売却により所得番付の上位に顔を出す地主が珍しくなくなった。地価の高騰は農家が農地を手放さないからだとして、市街化区域内農地の宅地並課税法案が昭和48年4月25日に成立し、実際の課税を巡って都市サイドと農業サイドの攻防が始まる。しかし地価高騰の原因は、「大企業の高利潤と国家の高い支払能力、さらに信用の膨張など、つまり、それらの高い地代負担力とその前払いとして高い地価負担力、そしてさらに資本の行う土地投機などから説明されるべきなのであって、農家の売り惜しみなどから説明されるべきことではないのである。」石井¹⁾

この期は地価の異常な高騰が象徴的で、農地の資産価値としての関心が高まった時期である。しかしその反面、都市農業においてもその立地を生かした軟弱野菜の周年栽培等に専心して農地をまさに営農の手段として見る者、あるいは人生を楽しむ手段として見る農業者もあった。また平坦地帯ではなお子孫に伝えるものとの伝統的考えも根強く、農地の見方の多様化が進んだ。

(4) 兼業化・混住化と農村社会

この時期の農村も引き続き基盤整備などの構造改善事業が進んでいき、さらに広域農道、農村下水道、集会場等の生活環境がより良く整備されるようになる。都市の過密はいっそう進み、とくにその住宅条件が厳しく、マイホームの取得は1～2時間あるいはそれ以上の通勤時間と引き換えねばならなかった。これに対して地方都市も文化施設などの充実がなされた。給与水準も大都市とそれほど差が無くなったため、UターンあるいはJターン現象がおこり、また、国家公務員と地方公務員に受かった学生が地方公務員を選択するという現象も珍しくなくなった。

農村は小規模住宅団地の進入をはじめ非農家世帯の増加による共住化・混住化がいっそう進んだ。農業センサスによれば、全農業集落に占める農家率80%以上の集落の割合は、昭和40年の49.7%から昭和60年には35.2%に減少し、農家率30%未満の集落割合はこの間11.2%から23.3%に増加している。一農業集落あたりの平均世帯数はこの間86戸（内農家38戸）から141戸（内農家33戸）に増加した。交通不便な過疎地はいっそう人口が減少し、残った人口の高齢者化がいっそう進んだ。

非農家世帯の流入で混住化現象が増した農業集落はそれぞれの立地条件や混住化率の違いによって自治会と農家組合の関係など集落運営にさまざまな影響を与えるようになる。集落構成員の異質化、多様化は集落の合意形成の在り方にも影響を与え、雇用兼業などで村人みんなの生活が忙しくなったこともあり、ふさわしい人材というより負担の公平の観点から役員を選ぶ地区が増した注¹⁵⁾。農山村地帯でも、入会林野の整理に伴う共同体的財産の縮小など共同体的紐帯の弛緩が進み、村の伝統的階層的秩序は崩壊した。こうして強力なリーダーシップは発揮しにくくなり、さまざまな利害の調整機能が合意形成には極めて重要になってきた。いわば「リーダーからコーディネーターへ」の重点移行が強く求められるようになったきた。

(5) 表現する農民

農村は共同体的なところと考えられてきたが、生活様式の都市化、西欧化が進む中で個人主義化が著しく進展した。農家の世帯員がそれぞれ外に働きに出るようになり、自由になる所得を得るようになると、個々人の行動は家や世帯主の拘束からより自由になる。家の新築・改築による間取りの変化、とくに個室化の進行は、個人主義的行動を一層助長するようになり、村の共同体的紐帯の弛緩をもたらす要因にもなった。

農業機械や施設化は低成長時代になっても進展し、さらにはパソコンやファックスなどの情報機器が先進的農業者に取り入れられていく。その結果、夫婦経営やワンマンファームも育ち、技能に強い者、あるいは情報に強い者が先端技術を取り入れた農業経営を展開する。また、農業の仕事を生全体的の中に位置づけ、健康を保持し、生活を豊かにするための「農休日」の設定などがされるようになる。その反面、農業情勢の厳しさや農業労働を厭う世相の反映もあってか、農業は若者にとって3K（きつい、汚い、危険）産業注¹⁶⁾に含められ、後継者不足がますます深刻になる。

農業者の意見はこれまでたいてい系統農協を通して世間に発表されることが一般的であった。しかしながら多様化した農業の中で農協に集約して発表できる部分は必ずしも多くない。作目別の組織ではなく、企業的農業経営および自立農業経営を確立するための農業者の自主的組織として昭和40年に組織された全国農業経営近代化協

会は、昭和49年に全国農業経営者協会と改名して農業経営者組織運動を活発に開始する。この協会につらなる全国稲作経営者会議が昭和57年に出した「稲作経営者として勝ち残る道」は稲作主体者の提言として注目をあびた。そこでは稲作の経営目標を基幹労働力1人=10ha、夫婦二人で20haとおき、専業農家の主体性を生かせる融資や助成措置の必要性を訴えた。

また、昭和58年には「全国の百姓がとりあえず集まってみよう、東京座談会」に全国から300人の農民が参加するなど、自主的な交流のネットワークが広がった注¹⁷⁾。

以上のように、この期は高度経済成長下のさまざまな矛盾があらわれ、その対応の多様化が顕著になってくる時期である。選択的拡大の結果として農産物の過剰と不足がはっきり現れ、公害などの環境問題もより普遍化して、とくに畜産の立地が厳しくなる。こうした中で「売れるものを作る」というマーケティングの重視や有機農業・産直運動の発展がみられるようになる。しかし、一般的には農業の高齢化、農村の混住化、山間地における過疎の進行など農業の担い手の危機が進んでいく。

5 《農業観の混迷・激突と多様化》の時代

(1) 国際化時代の農業（円高が進む昭和60年以降）

低成長期になってもいくつかの危機を乗り越えて日本経済は好調に推移してきたが、昭和60年前後からその国際競争力はさらに上昇した。昭和46年に変動相場制に移行して以来、徐々に円高に推移していた外国為替相場が、昭和59年から年平均で1ドル252円、201円、160円、122円と3年間に2倍以上に値上がりしたのである。2回の石油危機を経て円高が進む中で、輸出向けの製品を作っていた中小企業の中には倒産するものもかなりあったが、商工業全体としては自由貿易体制をフルに活用しながら、多様な経営革新によって国際競争力を飛躍させた。

このような日本経済の国際経済社会におけるリーダー的地位の確立は農業の領域にもさまざまな新しい現象をもたらした。そのうち最大のものはいっそうの農産物貿易の自由化が我が国に迫られ、これまで聖域ともみなされていた米の自由化に手をつけられそうな勢いがあることである。国際貿易問題は国内問題に連動しており、このような状況の中で米の政府買入価格は3年間据え置き

の末、昭和62年初めて名目価格も引き下げられた。

その結果稲作経営のいっそう合理化（コスト低減、規模拡大、受委託の促進等）注¹⁸⁾あるいは高付加価値化が要請された。米以外の品目ではすでに昭和63年2月に日本の農産物12品目のガット裁定案を受諾せざるを得なくなり、さらに6月には日米交渉の結果、3年後を期して牛肉・オレンジが自由化されることになった。平成2年10月の東西ドイツの統一実現と平成3年のソ連の崩壊はマスコミを通して流れる世界の潮流をいっそう自由貿易体制に導いていくかのようである。

しかし、この期は経済面・貿易面の国際化・自由化のみでなく、新しい時代の前触れを示すかのような出来事も起こっている。例えば、昭和61年4月28日のソ連のチェルノブイリ原発事故による放射能汚染注¹⁹⁾は三重県度会町の茶から検出され、環境問題が地球規模化した。また、昭和60年後継者の配偶者不足にこまった山形県朝日町はフィリピン人花嫁を集団で迎え入れた。以後アジア人花嫁問題は過疎地の一つの救済策として受け入れられていくが、それは自由市場経済体制の格差構造が生み出したツケでもあった。労働力としてあるいは子孫を残すために迎えられたとしても育った文化が大きく異なる国際結婚はさまざまな問題を引き起こし、また村人の意識を変えていく注²⁰⁾。

平成元年夏日本の各地で日本の農民と世界の農民との草の根レベルの国際交流がもたれ延3,000人に及ぶ農民、農業関係者、消費者が参加したが注²¹⁾、これもまた新しい国際化時代を意味する現象であった。さらに、平成3年2月には「元氣な百姓達の手作りの本」として『百姓天国』が地球百姓ネットワークから出され、新たな活動を開始した注²²⁾。このようなさまざまな変化の中で農業はその経済的価値に加えて生態環境的価値や社会的・文化的役割にみられる生活価値が強く意識されるようになり、いまやこれらの総合的価値を追及する時代となっており祖田¹⁶⁾、その意味で新しい農業観の形成が要請される時でもある。

(2) 「選び取る業」としての農業

農業をめぐる厳しい情勢の連続と日本経済の好調さに支えられた農外雇用の安定性は、伝統的な家業としての農業という性格を薄れさせた。兼業形態等により農業を維持する場合でもそれは資産価値の高まった農地の保全

のためである色合いが濃くなってきた。したがって後継者問題についても家を継ぐ（先祖の墓守り）ことへの期待はかなり強く残っていても、家の農業を継いでくれることへの期待は薄らいできた。後継者問題も家の後継者と地域農業の後継者を分離して考える必要性が出てきたのである。

農業をめぐる厳しい状況は、一般的にも農業の重要性の意識を薄れさせ、とりわけ大多数の農業者にとって農業をより魅力のないものと意識させていった。反面自ら農業を職業あるいは生業として選び取る人たちの存在を浮き立たせた。それは新しく農業をはじめの人たちのありようの変化に端的にみられる。従来農業者の補充は農業高校等の新規学卒就農者がその大部分を占めていた。農家子弟の新規学卒者（中学から大学まで）のうち自家農業についた人数は昭和42年また6万4千人いたが、昭和50年には1万人になり、平成2年には1800人まで減少した。

このままいくと農業者の補充が大幅に不足し、後継者問題がさらに深刻化しそうである。しかしながら現実には兼業先の定年をむかえてからフルタイムの就農をしたり（平成元年全国平均の農業就業人口の53%が60歳以上である）、親が農業を続けられなくなったり、なくなったりした時、途中退職して農業を継いだりという場合も少なくない。この場合にも一旦外に出てみて、農業の良さを発見して戻ってきたという事例も出てきている。

このように後継者問題が厳しい状況の中で、まだその絶対数は多くないが、会社勤務等の職業をやめ、農業に新規参入してくる非農家出身の農業者が注目されるようになってきた。そしてこの期になって政策的な取り組みも行われるようになり、昭和62年度から全国農業会議所に「全国新規就農ガイドセンター」が設置され、農地等に関する情報管理や情報提供を中心とした就農相談活動が始まった。

農林水産省が平成元年度におこなった「農業への新規参入に関する実態調査」によれば、昭和55年以降に新規参入し、現在も営農を継続しているものは466人であった。農林水産省の新規参入者の定義は「農業外から農地の取得等により新たに農業経営を開始した者」であるから、法人等に農業労働者として入った者は含まれていない。例えば農事組合法人となっているヤマギシズム生活豊里実顕地ではここ10年あまりの間に急速に従業員（参

画者と雇用者)が増加して1050名となり、農林水産業活動とその加工業による年商は113億円にのぼっている注²³⁾。このほか、山口県の船方総合農場(有限会社)、三重県のハム工房モクモク(農事組合法人)など農業生産組織体から出発して農産物加工を取り入れ、農業外からもその従業者(広義の新規参入者)を得て発展しつつある農業法人組織があちこちに生まれてきている。農業就業人口全体からすればまだごくわずかとはいえ、これらの人々はさまざまな理由からまさに農業(あるいはその関連業)を選び取っているのである。こうした動きにもっと注目し、問題点を掘り下げることによって「農」の将来はもっと希望多きものとなるであろう。

輸入農産物の増大もあり、農産物は過剰気味で飽食が問題となる状況が出てきている。作れば売れる時代ではなくなっており、消費者の多様なニーズにどのように答えるか、さらにはどのような新しいニーズを開発できるか、といった生産そのものよりマーケティングの領域がいつそう重要になってきた。有機農産物、無農薬栽培、農産加工、観光農業など何らかの差別化による付加価値追及の農業が増えてきた。農林水産省の試験研究機関がこれらの従来は問題にもされなかった研究に取り組むようになるのもこの時期である。おびただしい数の農業研究があるにもかかわらず、それら研究業績の現実への関連性の弱さがみられる点は応用研究とみられる農学の在り方にもかかわる問題を含んでいるといえよう。

このような収益性志向あるいは付加価値追及型の農業ではなく、生き方としてあるいは生活の在り方として自覚的に農業に着く人たち(祖田¹⁷⁾)が無視し得ない流れを作り出している。商品としての物の生産そのものより、農産物や自然・農業へのかかわりを媒介とした人間のつながり、人間と自然との関係、などに力点が置かれるのである。そこには多かれ少なかれ現代の産業社会の生産と生活の在り方への批判が伏在している。

(3) 多様な農地利用への要請

平成3年になってバブル経済がはじけ大都市の地価は下がるところもみられるようになった。北海道、東北、九州など遠隔地では確かに近年農地価格が低下しているが、都市周辺の農地価格については転用価格の影響でなお値上がりしている。平成3年になり再び大都市近郊の農地の宅地並課税問題が持ち上がった。生産緑地として

30年固定するか、それとも宅地並課税を支払うかの選択を迫られたのである。農地は利殖の手段にもなり得るが、やっかいなものでもある。私的所有に伴う排他性の問題と利用の社会性をどのように調整するかは今後の新しい課題である。伝統的集落においても農地利用の社会性を重視して、集落の合意によって売買や利用の集落的規制を設けるところが出てきている注²⁴⁾。また、農地の利用の在り方の一つとして「人生を楽しむもの」といった考え方が出てきているのも新しい特徴といえよう(大原・秋津⁷⁾)。

(4) 新しい豊かさの場としての農村

国際分業論の強化の下で農業が後退を続け、東京一極集中の中で農村地域は衰退してきている。こうして先行き不安感が広く農業と農村を覆っているのが現状である。しかしながら、自由化がされようがされまいがそこに住む人々にとっては生き続けていかねばならないのであり、個人や地域の自主性を発揮しつつも、やはり政策的枠組みと連動しながら農村地域の活性化を図らざるを得ないのである。もともと一定の地域内での自給を基本としていた農村も、経済的、社会的、文化的に都市など外の社会と密接な関連をもつ開かれた地域であることが求められる。そのためには農業・農村の側からもメッセージを発信する必要が高まり、昭和60年代には農村の活性化が大きな課題になり、さまざまな農業イベントも開催されるようになった。異業種交流や外からの新しい血の導入による意識変革、生活改革が、地域を住みよい場にする必要条件になってきたのである。

農業の基本的役割がなお食料の生産にあることはいうまでもないが、それに付随してこれまであまり人々に意識されることの少なかった農業の生態的役割、社会的・文化的役割を意識した、いいかえれば農業の総合的価値の追及が問われるようになり、その芽生えはあちこちに見られるようになってきている。

労働観についても、ただ「もうけ」をめざして馬車馬のごとく働くのではなく、トータルな生活の一部としての労働、ライフステージに位置づけられた労働、あるいは労働を通じた生産物とその受け取り手との間に文化的な交流をもたらすような労働の在り方が模索され始めている注²⁵⁾。

以上のようにここ数年の動きは総体的には農業の撤退

を迫られながらも、さまざまな希望のもてる新しい動きが出てきている。経済の高度成長によって強引にその組み替えを要求された日本の農業・農村はその後20~30年の間にその成果と矛盾が出尽くし、いま改めてポスト産業社会における農業や農村の存在意義がとわれている。現代の危機はその深さゆえにかえて新たな展望を開き得るチャンスであるともいえよう。問題はいかに歴史的な動向把握のもとに新しい絵を描くかである。これまでの分析でいくつかの考慮すべき事柄は明らかになったがその包括的な考察は今後の課題である。

《付 記》

本稿は二人で構想について討議をした上で、大原が下書きし、祖田が手を加えて脱稿した。農学原論研究会のメンバー、特に乗本秀樹氏及びコメンテーター各位の議論から得ることが多かった。御礼申し上げたい。食に関する意識の変化や地方自治体を含む農政官僚や団体職員意識の変化など十分触れられなかった部分については他日を期したい。

注

- 1) 古川はこれを、農事・神事・政事一体、農業とのかかわりにおける村人の自然観の共有の問題としてとらえている。(農学原論研究会²¹⁾第3章第7節 村人の生活・自然観)
- 2) たとえば、三重県²⁸⁾の総合解説8頁(大原執筆)
- 3) たとえば石渡³⁾をみよ。
- 4) 地主に対する卑屈さと農地改革の持つ精神的解放の側面の一例は三重県農地部²⁹⁾にみられる。
- 5) 桑原・貝原⁹⁾はわが国農業経営の特質として、零細経営、兼業とともに家族労作的経営をあげている。
- 6) 列島改造論は実は当時の通産官僚であった竹村正義のアイデアだといわれる。
- 7) たとえば、水野²⁶⁾をみよ。ただし、これは簡単に自然(特に水)をコントロールできない大河川の流域で典型的にみられ、ジャワや北タイの山あいの水田、あるいは儒教の影響の強いベトナムでは異なる。
- 8) 例えば、三重県農業会議の『農業経営における父子関係に関する調査結果』(1964年11月)によれば、農家の優秀なあとつぎを確保するために、特定部

門をまかせたり、月給や手当を出すなり、その分を生産財の現物で渡すなどの方法が試みられていることが明らかにされている。(三重県²⁸⁾p.625-627)

- 9) 農政ジャーナリストの会²²⁾の座談会における東畑四郎の発言
- 10) 技術信託のオペレーターが生産調整によって脱農化していくことを白川¹⁴⁾は安城市等の事例から述べている。
- 11) 大原⁶⁾及び石崎²⁾などを参照。
- 12) これに先立つ昭和42年、すでに排水処理の不備や公害になりつつある屎尿処理、ゴミ処理施設や街灯の設置が要望されている。(三重県²⁸⁾p.649-653)
- 13) 農学原論研究会²¹⁾の第3章第3節「農業諸団体の農業論・担い手像」(高田理執筆 p.125)参照。
- 14) たとえば、愛知県一宮市日農業信託クラブI氏や三重県玉城町C集落農家組合長K氏の意見。
- 15) たとえば、三重県玉城町の集落アンケートでは、負担の公平による選出基準が第一位になっている(全国農業構造改善協会³⁰⁾)
- 16) 3Kを文字どおりとらえれば、患者と医者と看護婦の共同作業ともいえる医療の現場にも当てはまりそうである。しかし、看護婦に対してそのようにいわれることはあっても、医者を3Kであるという人はまずいない。所得が問題なのか、社会的地位が問題なのかかわからないが、3Kということばがかなり恣意的に使われていることは事実であろう。そして通常の意味でのきつい、きたない、危険にかかわる仕事は、人間が生きていく上で必要不可欠な、極めて重要な部分であることに注意を喚起しておきたい。
- 17) 『農業問題』第19巻7・8号、1983年7・8月、p.44。なおこの会にはジャーナリストら一般参加者がさらに118名あった。このあと1985年7月に第2回(『農業問題』特別増大号、219号所収)が、1987年7月に第3回(『農業問題』特別増大号、240号所収)が行われている。
- 18) 米価の引き下げと輸入自由化へのマスコミの合唱の中で急速に耕作放棄地が増加してきた。合理化が進んで足腰の強い経営が育つよりも、地域農業全体が地盤沈下していく危険性の方が強くなっている。
- 19) なお「チェルノブイリ原発事故と食品汚染」について原子物理学者藤田祐幸の詳しい報告がある(『農業問題』235号、1987年5月)。
- 20) 中村²⁰⁾参照。農村の国際結婚については、佐藤¹³⁾あるいは光岡²⁷⁾などが参考になる。

- 21) 『農業問題』第259号, 1989年10月, p. 2。これに先立つ1988年8月にも「アメリカ, 韓国, タイ, 台湾の農民と話そう・東京集会」が開かれている。(『農業問題』252号, 1989年2月所収)
- 22) 地球百姓ネットワーク『百姓天国』第1集, 富民協会, 1991年2月以来, 1992年8月までに第4集が発刊されている。
- 23) 農事組合法人やマギンズム生活豊里実顕地資料による。なお, この農事組合法人の管轄には豊里, 水沢内部川, 水沢美里, 錦, 明和, 一志の6実顕地と大安, 青蓮寺の2農場および津, 四日市, 名古屋, 南勢, 浜松, 大垣の6供給所が含まれている。
- 24) 例えば, 三重県玉城町茶屋集落の事例がある。全国農業構造改善協会³⁰⁾ pp 40-57 参照。
- 25) これについて公文¹⁰⁾や渡植¹⁸⁾¹⁹⁾の仕事は示唆にとんでいる。公文はH・アレントのいう「人間の肉体の生物学的過程に対応する活動力」としての「労働」と, 「人間存在の非自然性に対する活動力」としての「仕事」を分けて考える重要性を指摘している。また, 渡植は無意識ではあっても生活知の中にある, 肉体活動と結びついた技能, 使用価値と結びついた技能の重要性を指摘し, 資本制社会における労働について根源的な批判を展開している。
- 10) 公文園子. 柴田敬の壊禍法則と新職人主義について. 経済学と現在 (杉原四郎・公文園子・新田政則編, 日本経済評論社). p. 253 (1991)
- 11) 近藤康男. 貧しさからの解放. 中央公論社, (1953)
- 12) 国民生活センター編. 日本の有機農業運動. 日本経済評論社, p. 27 (1981)
- 13) 佐藤隆夫編著. 農村と国際結婚. 日本経済評論社, (1989)
- 14) 白川 清. 愛知県における生産調整と農業解体. 米の生産調整 (大島 清編, 御茶の水書房) p. 360 (1975)
- 15) 祖田 修. 農業基本法の成立とその理念. 戦後農政の再検討 (柏 祐賢・坂本慶一編著, ミネルバ書房) p. 53 (1978)
- 16) 祖田 修. 農林業にとって地域とは. 農林業問題研究. 101: 7 (1990)
- 17) 祖田 修. 現代社会と農業—着土の時代に向けて—. 農耕文化研究振興会, p. 38 (1989)
- 18) 渡植彦太郎. 仕事が暮らしをこわす. 農山漁村文化協会, p. 200-202 (1986)
- 19) 渡植彦太郎. 技術が労働をこわす. 農山漁村文化協会, p. 21 (1987)
- 20) 中村尚司. アジア人花嫁の商品化. 人間にとって農業とは (坂本慶一編著, 学陽書房) p. 229-244 (1989)
- 21) 農学原論研究会. 現代農業観の動向に関する研究. 京都大学, (1993)
- 22) 農政ジャーナリストの会. アグリビジネス総点検 (日本農業の動き19号) (1970)
- 23) 古川 彰. ヒマラヤ森林環境論. 環境イメージ論 (古川 彰・大西行雄, 弘文堂) p. 33 (1992)
- 24) 藤田祐幸. チェルノブイリ原発事故と食品汚染. 農業問題, 235: (1987)
- 25) フロム E. 希望の革命. 紀伊国屋書店, p. 33 (1969)
- 26) 水野浩一. 稲作農村の社会組織. タイ国一ひとつの稲作社会—(石井米雄編, 創文社), p. 58-59 (1975)
- 27) 光岡浩二. 日本農村の結婚問題. 時潮社, (1989)
- 28) 三重県. 三重県史 資料編現代2 (産業経済). 三重県, (1992)
- 29) 三重県農地部. 三重県における農地改革の歩み. (三重県28所収) (1948)
- 30) 全国農業構造改善協会. 三重県玉城町における農村地域農業構造改善事業について (大原執筆). p. 37 (1991)

引用文献

- 1) 石井啓雄. 農地価格と小作料をめぐる諸問題. 国土利用と農地問題 (今村奈良臣・河相一成編, 農山漁村文化協会, p. 154 (1991)
- 2) 石崎寛. 農業科学. 養賢堂, p. 2 (1987)
- 3) 石渡貞雄. 農地改革の評価をめぐる諸見解. 戦後農政への証言 I (近藤康男編, 御茶の水書房), p. 279 (1984)
- 4) 大原興太郎. 都市近郊地帯における農業経営の規模拡大に関する一考察. 三重大学農学部学術報告, 48: 135-136 (1975)
- 5) 大原興太郎. 兼業化と農家経済. 三重大学農学部学術報告, 56: 27-30 (1978)
- 6) 大原興太郎. 近代農業の導入事情. 農業・食料経済研究, 38: (1992)
- 7) 大原興太郎・秋津元輝. 農家の農業・農村観の諸相. 農業・食料経済研究, 39: 3-10 (1993)
- 8) 梶井 功. 解題. 戦後農政への証言 III (近藤康男編, 御茶の水書房), p. 5 (1984)
- 9) 桑原・貝原. 現代の農業経営. 富民社, (1952)